

一般社団法人 東京都バスケットボール協会 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 東京都バスケットボール協会 と称し、英文では、Tokyo Metropolitan Basketball Association（略称TMBA）と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都におけるバスケットボール競技界を統轄し、バスケットボール競技の普及、振興及び競技力の向上を図り、もって東京都民の心身の健全な発展に寄与し、また、豊かな人間性を涵養することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バスケットボールの普及、振興に関する事業
- (2) バスケットボールの競技力向上に関する事業
- (3) バスケットボールに関する技術の調査研究
- (4) バスケットボールの指導者、審判員、テーブルオフィシャルズ、スタッフ等の養成に関する事業
- (5) バスケットボールに関する各種大会及び競技会の開催及び後援
- (6) バスケットボールに関する記録の編集及び情報の収集と提供
- (7) バスケットボールに関する功労者、優秀選手等の表彰
- (8) 公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という。）との相互連携
- (9) 関東バスケットボール協会との相互連携
- (10) 公益財団法人東京都スポーツ協会との相互連携
- (11) 各種スポーツイベントの企画、制作及び運営
- (12) チーム及び競技者等の登録に関する事業
- (13) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、東京都におけるバスケットボール競技界を代表する唯一の団体として、JBA及び関東バスケットボール協会並びに公益財団法人東京都スポーツ協会に加盟する。

第3章 会員及び社員

(会員の構成)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 加盟チーム この法人の目的に賛同して入会した、東京都内に活動の拠点を置いてバスケットボール競技を行うチーム
- (2) 登録選手 この法人の目的に賛同して入会した、前号の加盟チームに所属する競技者
- (3) 登録審判員 この法人の目的に賛同して入会した、東京都内に活動の拠点を置くバスケットボール競技の審判員
- (4) 登録コーチ この法人の目的に賛同して入会した、東京都内に活動の拠点を置くバスケットボール競技のコーチ

(5)賛助会員 この法人の目的に賛同して、事業を賛助するために入会した個人又は団体

(6)名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者

2 第14条の規定は、賛助会員及び名誉会員については適用しない。

(加盟団体等)

第 6 条 次に掲げる団体で、この法人の目的に賛同するものは、理事会の決議によって加盟団体となることができる

(1)地区団体 東京都内の各市区町村を代表するバスケットボール競技団体

(2)連盟 全都的に組織されたバスケットボール競技団体

2 全都的に組織されたバスケットボール競技団体のうち、特別な事情があると認められるものは、理事会の決議によって準加盟団体となることができる。

3 各加盟チームは、その所属する選手の属性に従い、いずれかの加盟団体若しくは準加盟団体(以下、加盟団体及び準加盟団体を総称して、「加盟団体等」という。)に所属することを要する。

4 地区団体は、この法人と協力して東京都内の各市区町村におけるバスケットボール競技の普及、振興及び競技力の向上を図る役割を担う。

(入会)

第 7 条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める規約(以下、「規約」という。)に従い入会手続を行うものとし、入会手続が完了した時に会員となる。

2 会員は、JBAの定款、基本規程及びこれに付随する諸規程、国際バスケットボール連盟(以下、「FIBA」という。)及びFIBA ASIAの諸規程、スポーツ仲裁機構(以下、「CAS」という。)及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構(以下、「JSAA」という。)の仲裁関連規則のほか、JBA、FIBA、FIBA ASIA、CAS及びJSAAの指示、指令、命令、決定並びに裁定等を遵守する義務を負う。

(経費の負担)

第 8 条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、規約に従い、分担金を毎年納付しなければならない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、すでに納付された分担金はこれを返還しない。

(退会)

第 9 条 会員は、規約に従い、いつでも退会することができる。

2 前項の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって、その資格を喪失する。

(1)第8条の義務を2年以上履行しなかったとき

(2)総社員の同意があったとき

(3)死亡し、又は解散したとき

(4)除名されたとき

(除名)

第 10 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

(1)この定款若しくは規約に違反したとき

(2)この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から1週間前までに当該会員にその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(チーム加盟・競技者登録)

第 11 条 JBA若しくはこの法人の実施する事業に参加しようとするチーム及び競技者は、JBA及びこの法人にチーム加盟又は競技者登録をしなければならない。

(社員)

第12条 この法人は、第5条第1項に定める会員のうち、各加盟団体等から選出された加盟チームをもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

2 前項の社員は、各加盟団体等ごとに、その所属する加盟チームの数を基準に次のとおり選出する。

(1)連盟	①50チーム未満	2
	②50チーム以上100チーム未満	3
	③100チーム以上	4

(2)準加盟団体	各1
----------	----

3 各加盟団体等は、社員の数が前項に定める数を欠くこととなった場合には補欠選出をすることができる。

4 社員の選出については、この定款に定めるもののほか、規約に従う。

（社員の任期）

第13条 社員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても、後任者が選出されるまでは、その職務を行うものとする。

2 社員が社員総会決議取消しの訴え（法人法第266条第1項）、解散の訴え（同法第268条）、責任追及の訴え（同法第278条）及び役員の解任の訴え（同法第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない。ただし、当該社員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（同法第146条）についての議決権を有しないこととする。

（会員の権利）

第14条 社員でない会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1)法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2)法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3)法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4)法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5)法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6)法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7)法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8)法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

2 法人法第112条の規定については、社員を会員と読み替えて適用する。

第4章 社員総会

（構成）

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任及び解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)定款の変更
- (5)解散及び残余財産の処分
- (6)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集手続)

第18条 社員総会を招集するには、社員総会の日の1週間前までに、社員に対して、書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

- 2 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、前項の通知は、社員総会の日の2週間前までに発しなければならない。
- 3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集権者及び議長)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長がこれを招集し、その議長となる。会長に支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事がこれを招集し、その議長となる。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)役員等の責任の一部免除
- (4)定款の変更
- (5)解散
- (6)その他法令で定められた事項

理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第22条 やむを得ない事由によって社員総会に出席できない社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、この法人に対し、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(社員総会の決議の省略)

第23条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第24条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当該社員総会において社員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(役員の設置)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 8名以上20名以内
- (2)監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長及び専務理事をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

- 2 会長及び専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。また、専務理事は、理事会より委託された事項、日常の業務に係る事項若しくは緊急を要する事項を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、退任した理事又は他の理事の任期の満了する時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の報酬等)

第 31 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の

範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 この法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件を満たす場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長、顧問及び参与)

第33条 この法人に、任意機関として、名誉会長、顧問及び参与各若干名を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、この法人に功労のあった者で、理事会の推薦により会長が委嘱する。

4 名誉会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

5 顧問は、この法人の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

6 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

7 名誉会長、顧問及び参与の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

8 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(4)名誉会長、顧問及び参与の選任及び解任

(5)社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(6)規約の制定、変更及び廃止

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1)重要な財産の処分及び譲受け

(2)多額の借財

(3)重要な使用人の選任及び解任

(4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5)理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(6)第32条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(招集手続)

第36条 理事会を招集するには、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対しその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ

る。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 監事は、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(招集権者及び議長)

第37条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集し、その議長となる。会長に支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事がこれを招集し、その議長となる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(理事会への報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第28条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 基金

(基金の募集)

第42条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第43条 基金の募集、割当て、拠出等の手続、基金の管理及び返還等の取扱いについては、規約に従う。

(基金拠出者の権利)

第44条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第45条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第46条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

- 2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第8章 資産及び会計

(財産の管理)

第47条 この法人の財産の管理運用は、規約に従い、会長が行うものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(剰余金の処分制限)

第51条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第53条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 事務局その他

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営について必要な事項は、規約において定める。

(委員会)

第56条 この法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議によって委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、規約において定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第57条 この法人の主たる事務所に、次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1)定款
- (2)社員名簿
- (3)社員総会の議事に関する書類
- (4)理事会の議事に関する書類
- (5)会計帳簿
- (6)第49条及び第50条の書類
- (7)監査報告書
- (8)その他法令で定める帳簿及び書類

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 58 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 59 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告の方法)

第 60 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 補則

(委 任)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、規約において定める。

(法令の準拠)

第 62 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。